

議案第68号

所沢市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年 6月 3日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

水道法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。



所沢市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

所沢市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「）の」を「）において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を「において機械工学科若しくは電気工学科」に、「これ」を「これら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削り、「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の次に「（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「、第1号に」を「第1号に」に、「あつては1年」を「あつては2年」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、

「もの」の次に「（第1号卒業者にあっては1年以上、第2号卒業者にあっては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）であること。

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学科若しくは土木科

又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号及び第4号において同じ。）、大学を卒業した者については3年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次号及び第4号において同じ。）については5年以上、高等学校等を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

第4条第2号中「、土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に改め、「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」及び「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を削り、同条第4号中「、工学」を「工学」に、「学科目」を「課程」に改め、「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」及び「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を削り、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第8号の改正規定（「又は水道環境」を削る部分に限る。）及び第4条第6号の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の所沢市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第10号及び第4条第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。
- 3 附則第1項ただし書の規定の施行の前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の条例第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。
- 4 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の所沢市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例第4条第6号に規定する講習を修了している者については、改正後の条例第4条第6号に規定する者とみなす。